

山辺町空き店舗等バンク制度要綱

山辺町空き店舗等バンク制度要綱（令和7年告示第47号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、町内における空き店舗等の有効活用を通して、創業支援等による商工業振興を図るため、山辺町空き店舗等バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 空き店舗等 町内において、商工業等の事業活動の継続を断念し、店舗、工場、事務所等の事業用の建物の全部又は一部が事業活動の場として使われない（使われなくなることが確実なものを含む。）ものをいう。
- （2） 所有者等 空き店舗等に係る所有権等により、当該空き店舗等の賃貸及び売却を行うことができる者をいう。
- （3） 利用希望者 山辺町で創業等を目的として空き店舗等の利用を希望する者をいう。
- （4） 空き店舗等バンク 空き店舗等の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を登録し、利用希望者に対し、情報提供を行う制度をいう。

（適用上の注意）

第3条 この要綱は、空き店舗等バンク以外による空き店舗等の取引を妨げるものではない。

（空き店舗等の登録申込み等）

第4条 空き店舗等バンクによる空き店舗等に関する登録を受けようとする所有者等（以下「物件登録申請者」という。）は、山辺町空き店舗等バンク物件登録申込兼誓約書（様式第1号）及び山辺町空き店舗等バンク物件登録票（様式第2号。以下「物件登録票」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を審査し、当該物件が次の各号のいずれにも該当するときは、空き店舗等バンクに登録するものとする。

- （1） 所有者等の全員が登録に関する承諾をしていること。
- （2） 空き店舗等の所有者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- （3） 当該空き店舗等が不動産競売にかけられた状態でないこと。

3 前項に定めるもののほか、町長が特に必要があると認めるときは、登録の要件を別に定めることができる。

4 町長は前項の規定による登録をしたときは、山辺町空き店舗等バンク物件（利用）登録完了通知書（様式第3号）により当該申込みをした物件登録申請者にその旨を通知するものとする。

5 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き店舗等で、山辺町空き店舗等バンクによる活用が適当であると認めるものについては、当該物件所有者に対して、登録を勧めることが

できる。

(空き店舗等に係る登録事項変更の届出)

第5条 前条第4項の規定による登録完了の通知を受けた所有者等（以下「物件登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、山辺町空き店舗等バンク登録変更（抹消）届出書（様式第4号）に当該変更内容を記載した物件登録票を添付して、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出を受け、登録事項を変更したときは、山辺町空き店舗等バンク登録変更（抹消）通知書（様式第5号）により当該物件登録者に通知するものとする。

(空き店舗等バンク登録の抹消)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き店舗等バンク登録を抹消しなければならない。

(1) 山辺町空き店舗等バンク登録変更（抹消）届出書（様式第4号）の提出があったとき。

(2) 空き店舗等バンクの利用により、売買又は賃貸借契約が成立し、山辺町空き店舗等バンク交渉結果報告書（様式第10号）の提出があったとき。

(3) 登録事項に虚偽の内容が認められたとき。

(4) 当該空き店舗等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

(5) 登録した年度から翌年度の3月31日を経過したとき（登録更新による再登録する場合を除く。）。

(6) 前各号に定めるもののほか、町長が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定により、空き店舗等バンク登録を抹消したときは、物件登録者に山辺町空き店舗等バンク登録変更（抹消）通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(登録情報の公開)

第7条 町長は、次に掲げる空き店舗等バンクの登録情報を町ホームページ等に公開し、利用希望者に提供するものとする。ただし、空き店舗等の所在地の地番を除く。

(1) 登録番号

(2) 物件登録票の記載情報

(3) 写真及び間取り図

(利用登録の申込み等)

第8条 利用希望者は、山辺町空き店舗等バンク利用登録申込兼誓約書（様式第6号）及び山辺町空き店舗等バンク利用登録票（様式第7号。以下「利用登録票」という。）に必要事項を記入し、町長に申し込むものとする。

2 町長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、次の各号のいずれにも該当するときは、空き店舗等バンクに利用登録するものとする。

(1) 空き店舗等を利用し、原則として1年以上継続して事業を行うことが見込まれ、商工業の活性化に寄与しようとする者

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業の店舗又は事務所として利用しない者
- (3) 宅地建物取引業者でない者
- (4) 空き店舗等の転売及び転貸を目的としない者
- (5) 公序良俗に反さず事業を行う者
- (6) 暴力団又は暴力団員でない者
- (7) 政治及び宗教に係る活動を目的としない者

3 前項に定めるもののほか、町長が特に必要があると認めるときは、登録の要件を別に定めることができる。

4 町長は、第2項の規定による登録をしたときは、山辺町空き店舗等バンク物件（利用）登録完了通知書（様式第3号）により当該申込みをした利用希望者にその旨を通知するものとする。
（利用登録内容の変更の届出）

第9条 前条第4項の規定による利用登録の通知を受けた利用希望者（以下「利用登録者」という。）は利用登録された内容に変更があったときは、山辺町空き店舗等バンク登録変更（抹消）届出書（様式第4号）に当該変更内容を記載した利用登録票を添付して、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出を受け、利用登録の内容を変更したときは、山辺町空き店舗等バンク登録変更（抹消）通知書（様式第5号）により当該利用登録者に通知するものとする。
（利用登録の抹消）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用登録者を空き店舗等バンクから抹消するものとする。

- (1) 利用登録者が第8条第2項に規定する要件を欠くものと認められるとき。
- (2) 利用登録の申込みの内容に虚偽があったとき。
- (3) 山辺町空き店舗等バンク登録変更（抹消）届出書（様式第4号）の提出があったとき。
- (4) 登録した年度から翌年度の3月31日を経過したとき（登録更新による再登録する場合を除く。）。
- (5) 前各号のほか、町長が適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により、空き店舗等バンク利用登録を抹消したときは、当該利用登録者に山辺町空き店舗等バンク登録変更（抹消）通知書（様式第5号）により通知するものとする。
（希望物件の交渉申込み及び通知）

第11条 利用登録者は、希望する物件の交渉を申込むときは、山辺町空き店舗等バンク物件交渉申込書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、山辺町空き店舗等バンク物件交渉申請通知書（様式第9号）により、物件登録者に通知するものとする。
（物件登録者と利用登録者との交渉等）

第12条 町長は、物件登録者と利用登録者との空き店舗等の売買及び賃貸借に関する交渉及び契約等について、直接これに関与しないものとする。

(交渉結果の報告)

第13条 物件登録者は、遅滞なく前条の交渉の結果を山辺町空き店舗等バンク交渉結果報告書(様式第10号)により町長に報告しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第14条 物件登録者及び利用登録者の情報を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 自己の利益又は空き店舗等の利用に係る交渉以外の目的のために個人情報の取得、収集、作成、利用又は提供をしないこと。
- (2) 個人情報の漏えい又は紛失のないよう、適正に管理すること。
- (3) 不要になった個人情報については、廃棄、消去その他の適正な措置を速やかに行うこと。

(免責事項)

第15条 町ホームページ等に掲載する情報は、物件登録者から提供された情報を掲載するものであり、内容の真正を保証するものではない。

- 2 町長は、空き店舗等バンクの利用により利用者及び第三者が被った損害等について、一切の責任を負わないものとする。
- 3 契約等に関する一切の紛争等については、当事者間で解決するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年8月1日から施行する。